

令和6年度ボランティア団体登録について

提出物	<p>① チェックリスト【提出前にご確認ください】</p> <p>② 令和6年度 ボランティア団体概要書</p> <p>③ 令和6年度 ボランティア団体登録者名簿</p> <p>④ 令和6年度 ボランティア活動保険 保険料（1人200円×人数分）</p> <p>※社協以外の団体から保険料の助成がある場合、保険料は1人350円となります。</p> <p>⑤ 令和6年度 登録グループ一覧表 掲載内容確認票</p> <p>⑥ 令和6年度 ボランティア団体活動助成金交付申請書</p> <p>⑦ 令和5年度 事業報告書</p> <p>⑧ 令和6年度 予算書</p> <p>⑨ 令和5年度 決算書（前年度、助成金交付を受けた団体のみ）</p> <p>⑩ 振込先口座記入書（前年度から変更がない場合は不要）</p>
記入上の注意	<p>【②概要書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名、活動内容など前年と変更があった場合は、新しい内容でご記入ください。 <p>【③登録者名簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者名簿の住所は正しく番地までご記入ください。 ・独自の様式で登録者名簿を作成されている場合は、そちらをご提出いただけます。 <p>【⑦事業報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期日、ボランティア参加人数、対象者数、実施場所、活動内容をご記入ください。 ※この内容を満たした独自の事業報告書を作成している場合は、そちらをご提出いただけます（決算書についても同様です）。 ・実施回数が少ない場合…実施日ごとにご記入ください。 ・実施回数が多い場合…月ごとにまとめ、延べ数でご記入ください。
提出期限	<p>令和6年4月19日（金）</p> <p>※期限以降も保険に加入は可能ですが、期限迄の加入申込であれば、保険適用開始が4月1日から可能となりますので、ご希望の方はお早めにお申込みください。</p> <p>※グループ登録者名簿の加除修正、保険料をお取りまとめいただき、事務局へご提出くださいますようお願いいたします。</p>
提出先	<p>南魚沼市社会福祉協議会 本 所 南魚沼市小栗山 303-1 福祉センターしらゆり</p> <p style="padding-left: 100px;">大和支所 南魚沼市大崎 594 - 9 湯咲荘</p> <p style="padding-left: 100px;">塩沢支所 南魚沼市塩沢 1112 - 38</p>

⑥～⑩までの書類は
助成金交付申請を行う
団体のみご提出ください

裏面に続く

ボランティア活動保険について

複数のボランティア団体に所属し活動をしている方は、どこか一つの団体で加入手続きをすれば、他のグループでの活動時に発生した補償対象事例についても補償されます。該当者がいる場合は、どちらの団体で保険加入するか確認・調整の上お申し込みください。重複加入であっても補償の金額は変わりませんので、ご注意ください。

○ボランティア活動保険は基本プラン（年間保険料 350 円）に加入いたします。

補償金額（保険金額）・保険料（1名あたり）

重要 令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、従来の加入プランから「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとしました。

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用 熱中症危険補償特約セット

保険金の種類	補償プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償(※)		
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

※特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となりました。

なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

- ◆基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティア（メンバー）の入替や加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

保険料のうち、150 円を社協より助成します。**自己負担額は1人200 円**となります。

保険加入は、お1人につき **1 口のみ**となります。**※社協以外の団体から保険料の助成がある場合、全額自己負担となり、保険料は、1人350 円**となりますので、ご注意ください。

【令和6年度の改定内容】

- 1 特定感染症重点プランの廃止…基本プラン、天災・地震補償プランの2プランとなります。
- 2 特定感染症の10日間の免責の廃止…補償開始日から補償対象となります。

○社協以外の団体に保険料の助成申請をされる場合に保険加入証、保険料受領証など、必要な書類がございましたら随時発行いたしますので、お申し出ください。

〔 ※ボランティア活動保険料を助成する団体・事業例
・国土交通省ボランティアサポートプログラム（国道沿いの環境美化活動） ・南魚沼市など 〕

※電子データでの提出をご希望の場合は、南魚沼市社会福祉協議会ホームページの「様式集」からダウンロードできます。